

第6節 ごみの発生量及び処理量の将来推計

1. 人口推計

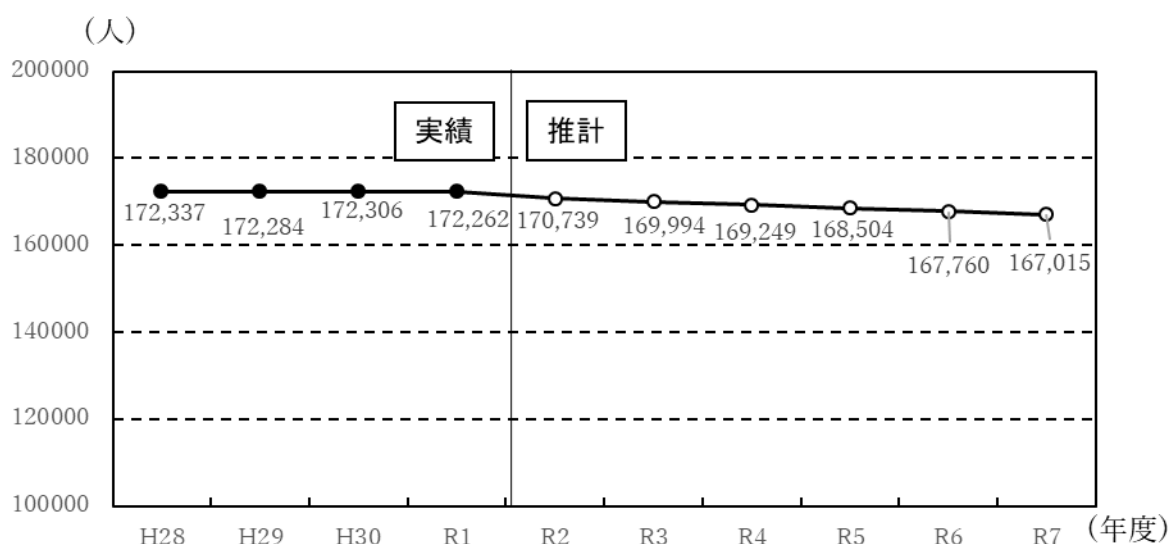
将来人口推計については、鎌倉市将来人口推計調査の人口推計（各年1月1日時点）を基に、各年度10月1日時点の人口を線形補間法によって算出しています。

平成26年度をピークに減少傾向となっており、目標年度である令和7年度の人口は推計167,015人です。

表2-8 人口推計（単位：人）

年度		推計人口
実績	平成28年度	172,337
	平成29年度	172,284
	平成30年度	172,306
	令和元年度	172,262
推計	令和2年度	170,739
	令和3年度	169,994
	令和4年度	169,249
	令和5年度	168,504
	令和6年度	167,760
	令和7年度	167,015

図2-9 人口推計



2. ごみの発生量及び処理量の推計

(1) ごみの発生量の推計

平成 29 年度の 1 人 1 日当たりの発生量（原単位）の実績をベースに、人口推計に基づいて算出したごみの発生量は次のとおりです。

表 2-9 【現状推移】ごみの発生量の推移（減量・資源化の施策を推進しなかった場合）（単位:t）

家庭系	年度		令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	項目					
	資源物		20,213	20,038	19,950	19,858
	飲食用カン・ビン		1,918	1,902	1,893	1,885
	ペットボトル		504	500	498	495
	容器包装プラスチック		2,439	2,418	2,407	2,396
	植木剪定材		5,218	5,172	5,149	5,126
	新聞、雑誌・古本・ボール紙、段ボール		6,584	6,527	6,498	6,469
	ミックスペーパー、紙パック		2,232	2,212	2,203	2,192
	布類		1,028	1,019	1,015	1,010
	使用済み食用油		46	46	46	46
	製品プラスチック		154	153	152	151
	可燃残さ		90	89	89	88
	ごみ		22,592	22,395	22,296	22,197
	燃やすごみ		19,310	19,141	19,056	18,971
	燃えないごみ		1,002	994	989	985
	危険・有害ごみ		48	48	48	48
粗大ごみ、臨時ごみ		2,232	2,212	2,203	2,193	
家庭系ごみ合計		42,805	42,433	42,246	42,055	
事業系	年度		令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	項目					
	資源物		6,014	6,014	6,014	6,014
	植木剪定材		6,014	6,014	6,014	6,014
	ごみ		10,065	10,065	10,065	10,065
	燃やすごみ		9,507	9,507	9,507	9,507
	持込みごみ		558	558	558	558
	事業系ごみ合計		16,079	16,079	16,079	16,079
総計		58,884	58,512	58,325	58,134	
(うち焼却量)		29,375	29,206	29,121	29,036	

(2) ごみの減量・資源化の考え方

表 2-10 【減量・資源化策を実施後】ごみの焼却量の減量

(単位:t)

家庭系	項目	年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	生ごみ資源化					
	紙おむつ資源化		-483	-766	-1,846	-3,449
	紙類、プラスチック等の分別徹底					
事業系	項目	年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	生ごみ資源化促進					
	紙おむつの資源化		-1,328	-2,124	-2,390	-10,065
	紙類の分別徹底					
	生ごみ等以外の資源化					
総計			-1,811	-2,890	-4,236	-13,514

表 2-11 【減量・資源化策を実施後】ごみの減量・資源化の考え方

家庭系	燃やすごみ	
	生ごみ資源化	生ごみは、好気性の微生物を活用した施設を整備して資源化を図ります。施設整備の考え方は、まず、令和6年度から日量5トン未満の小規模な生ごみ資源化施設を稼働させ、その後、令和10年度に施設を拡大して市域全体を対象とします。令和7年度の資源化量は、日量5トン未満の施設において処理する生ごみ量の70%にあたる988tと推計します。
	紙おむつ資源化	紙おむつは、令和7年度から市が施設を整備して処理するかあるいは民間事業者へ委託処理するかどうかの方法で資源化を図ります。令和7年度の資源化量は、組成率10%から算出する紙おむつに対して、協力率80%にあたる1,512tと推計します。
	紙類、プラスチック等の分別徹底	紙類及びプラスチック等の資源物混入率が高い地区やワンルームなどの共同住宅を中心に分別の周知・啓発を行います。また、平成29年度から実施している内容物調査により、分別徹底の訪問指導等を引き続き行います。令和7年度の削減量は、家庭系ごみ量の5%に当たる949tと推計します。
事業系	燃やすごみ	
	生ごみ資源化促進	県内及び近隣の登録再生利用事業者の受け入れ体制を確認し、排出事業者及び許可業者に対して情報提供するとともに搬入ルート確保等を要請します。また、食品リサイクル法に基づく基本方針に基づき事業系手数料の見直しを図ります。令和7年度には、組成率45%から算出する厨芥類に対して、協力率50%にあたる2,253tを登録再生利用事業者へ排出することを目指します。
	紙おむつの資源化	紙おむつは、家庭系同様に令和7年度から市が施設を整備して処理するかあるいは民間事業者へ委託処理するかどうかの方法で資源化を図ります。令和7年度の資源化量は、組成率9.5%から算出する紙おむつに対して、協力率80%にあたる762tと推計します。
	紙類の分別徹底	事業者から排出される燃やすごみの中に混入している紙類等のさらなる分別徹底を図るため、事業系の専門チームによる訪問指導等を引き続き行います。令和7年度の削減量は、組成率7.8%から算出する紙類に対して、協力率50%にあたる393tと推計します。
	生ごみ等以外の資源化	生ごみの資源化推進及び紙おむつの資源化等の施策を推進した上で排出される混合ごみについて、処理可能な民間事業者に全量委託処理を行います。令和7年度の資源化量は、可燃ごみとして排出される6,657tと推計します。

(3) ごみの処理量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の処理量の推移は次のとおりです。

表 2-12 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推移

(単位:t)

	項目	年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家庭系	資源物		20,696	20,804	21,796	23,307
	飲食用カン・ビン		1,918	1,902	1,893	1,885
	ペットボトル		504	500	498	495
	容器包装プラスチック		2,439	2,418	2,407	2,396
	植木剪定材		5,218	5,172	5,149	5,126
	新聞、雑誌・ボール紙、段ボール		6,584	6,527	6,498	6,469
	ミックスペーパー、紙パック		2,315	2,437	2,476	2,511
	布類		1028	1019	1015	1010
	使用済み食用油		46	46	46	46
	製品プラスチック		497	637	681	725
	皮革製品等		57	57	56	56
	紙おむつ		0	0	0	1,512
	生ごみ		0	0	988	988
	その他		90	89	89	88
	ごみ		22,109	21,629	20,450	18,748
	燃やすごみ		17,865	17,417	16,259	14,577
	燃えないごみ		1,026	1,018	1,013	1,008
	燃えないごみ		1,002	994	989	985
	もえないごみ残さ		24	24	24	23
	危険・有害ごみ		48	48	48	48
	粗大ごみ、持込みごみ		3,170	3,145	3,130	3,115
	不燃・資源物など		2,232	2,211	2,203	2,193
	可燃		938	934	927	922
	家庭系ごみ合計		42,806	42,432	42,246	42,055

第2章 ごみ処理基本計画
第6節 ごみの発生量及び処理量の将来推計

事業系	項目		年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	資源物			6,014	6,014	6,014	13,433
	植木剪定材			6,014	6,014	6,014	6,014
	おむつ資源化			0	0	0	762
	生ごみ以外の資源化			0	0	0	6,657
	ごみ			8,737	7,941	7,675	0
	燃やすごみ			8,179	7,383	7,117	0
	持込みごみ発生量			558	558	558	0
	持込みごみ			221	221	221	0
	市関連施設・清掃ごみ			337	337	337	0
事業系ごみ合計				14,751	13,955	13,689	13,433
総計				57,557	56,387	55,935	55,488
(うち焼却量)				27,564	26,316	24,885	15,522

3. 収集運搬量の推計

令和7年度末までの収集運搬量（減量・資源化対策の施策を推進した場合）の推計は、「表2-12 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推移」と同じ量を見込んでいます。

4. 焼却量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の令和7年度末までの焼却処理量の推移は次のとおりです。

本計画では、令和3年度以降のごみ焼却量の推計に当たり、平成29年度実績焼却量である30,852tをベースに各年度のごみ焼却量を見込んでいます。

表2-13 【減量・資源化策を実施後】焼却処理量の推移

（単位:t）

項目 \ 年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家庭系ごみ	18,827	18,375	17,210	15,522
燃やすごみ	17,865	17,417	16,259	14,577
燃えないごみ残渣	24	24	24	23
粗大ごみ、臨時ごみ(可燃)	938	934	927	922
事業系ごみ	8,737	7,941	7,675	0
燃やすごみ	8,179	7,383	7,117	0
持込みごみ	221	221	221	0
市関連施設・清掃ごみ	337	337	337	0
合計	27,564	26,316	24,885	15,522

5. 環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計

令和7年度の温室効果ガス排出量の推計は次のとおりです。

$$6,028 \text{ t-CO}_2 = \textcircled{1}15,522 \text{ t} (\textcircled{\times}1) \times (1 - \textcircled{2}0.4541 (\textcircled{\times}2)) \times \textcircled{3}0.2144 (\textcircled{\times}3) \times 2.77 \\ + \textcircled{1}15,522 \text{ t} (\textcircled{\times}1) \times 0.028 \times 2.29$$

※1 令和7年度焼却量

※2 令和2年度ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）水分量

※3 令和2年度ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）合成樹脂類比率

推計の計算式：

第2次一般廃棄物処理基本計画においては、資源化処理や市外における処理に伴う排出量も算出したが、作業量が多く、指標として年次把握することが困難であるため、本計画においては環境省が策定したマニュアルに準じて簡易的に算出

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (t-CO}_2\text{)} = \textcircled{1} \text{ 焼却処理量 (t)} \times (1 - \textcircled{2} \text{ 水分率}) \times \textcircled{3} \text{ プラスチック類比率} \times 2.77 \\ \text{(廃プラスチックの焼却に伴う排出)} \\ + \textcircled{1} \text{ 焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率 (0.028)} \times 2.29 \\ \text{(合成繊維の焼却に伴う排出)}$$

資料：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）（平成29年3月 環境省）計算式より